

制定日 平成28年4月23日

辻堂東海岸三丁目町内会 会細則

第1条 (用語等)

本会は、その会細則に用いる用語に、会則に定める用語及びその略語を用いる。

- 一 会則、会細則、内規規定書及び辻堂東海岸三丁目町内会自主防災会規定書を、「会則等」と略する。
- 一 藤沢市辻堂東海岸三丁目町内会を、「本会」と略する。
- 一 藤沢市辻堂東海岸三丁目を、「本地区」と略する。
- 一 役員及び委嘱役員を、「役員等」と略する。
- 一 本会の会則第3条に定める会員は、本地区に居所を有して本会の目的に賛同する世帯と定めるので、本会細則は用語「世帯」でなく用語「会員」を用いる。

第2条 (役員と呼称)

本会は、本会の役員と呼称を、次に掲げる各号に定める。

- 一 会長 「会長」
- 二 副会長 「副会長」
- 三 会計 「会計部長」
- 四 監事 「監事」
- 五 相談役 「相談役」
- 六 理事 「理事」
- 七 防災 「防災部長」
- 八 防犯 「防犯部長」
- 九 広報 「広報部長」
- 十 環境 「環境部長」
- 十一 交通 「交通部長」

第3条 (役員会が議決した委嘱役員)

本会は、本会の役員会が議決した委嘱役員を、次に掲げる各号に定める。

- 一 回覧物配布元 1名
- 二 チームオレンジ 若干名で構成され、そのリーダー1名を置く。

第4条 (委嘱役員と呼称)

本会は、本会の役員会が議決した委嘱役員の呼称を、次に掲げる各号に定める。

- 一 組の長 「組長」

- 二 民生委員・児童委員 「民生児童委員」
- 三 回覧物配布元 「回覧物配布元」
- 四 チームオレンジ 「チームオレンジ」
そのリーダーを「チームオレンジチームリーダー」と称する。

第5条 （役員会が議決した委嘱役員の任務）

本会は、役員会が議決した委嘱役員の任務を、次に掲げる各号に定める。

- 一 回覧物配布元は、回覧物の配布が円滑に行われる元締めとして活動する。
- 二 チームオレンジは、役員会と共同して本会の行事活動を行なう。

第6条 （議事の進行）

本会は、会議の議事の進行を、次に掲げる各号に定める。

- 一 会員総会もしくは臨時会員総会は、会長もしくは会長の指名する役員等が司会を行ない、会員総会に出席する会員より推薦される議長を会長が任命し、その議長が議事の進行を行なう。
- 二 会長は、会員総会もしくは臨時会員総会の全ての議案が議決された後に、その議長を解任する。
- 三 会員総会を除く会議は、会長が議長として、議事の進行を行なう。
- 四 会長が任務を行なうことができないときは、会長は、副会長もしくは会長が指名する役員等の1名を指名して、議事の進行を代行させる。

第7条 （会費額等）

本会は、会員の会費額等を、次に掲げる各号に定める。

（会費徴収）

- 一 本会は、会費の単位を年会費とし、会計年度ごとに年会費1800円を、一括して徴収する。
- 二 会計年度の途中で会員になるときの会費は、会員となる意思を表明した翌月より翌年の3月までを月単位で月数を算出し、年会費を12等分する額（月額150円）に前記月数を乗じる額として徴収する。
- 三 年度途中で退会または本地区外に転出した会員の年会費は返却しない。
- 四 年度途中で本地区内に留まる転居をした会員の会費は、転居前の会費で充当する。

(今後増える高齢者または親の介護問題への対応)

- 五 本会は、本条第一項第一号乃至第二号及び第六号乃至第八号に依らず、会員が介護施設に長期間居住するとき、もしくは、会員の親の介護または世話のために長期入院もしくは長期通院の付き添いに時を費やすときは、その会員またはその親族による相談または申告に基づいて、会長は、その会員の資格を維持しての会費免除の可否を決定することができる。

(特殊ケース)

- 六 本地区内に複数の居所を構える会員の会費は、そのいずれか一の居所の会費のみを徴収する。
- 七 本地区内に留まるが、戸籍の除籍による変更により新たな会員になるときは、本会は、除籍前会員と新たな会員の夫々の会費を徴収する。
- 八 本地区外と本地区内の両方に複数の居所を構える会員の会費について、本会は、本地区内の一の居所の会費を徴収する。

第8条 (組の呼称及び集合住宅からなる組の呼称)

本会は、本地区を構成する組の呼称を、次に掲げる各号に定める。

- | | | |
|---|---------|---|
| 一 | 1組 | 「1組」 |
| 二 | 2組 | 「2組」 |
| 三 | 3組 | 「3組」 |
| 四 | 4組 | 「4組」 |
| 五 | 5組 | 「5組」 |
| 六 | 6組 | 「6組」 |
| 七 | 7組 | 「7組」 |
| 八 | 8組湘南ハイム | 「8FE棟組」、
「8FW棟組」、
「8M棟組」、
及び「8T棟組」 |
| 九 | 9組 | 「9組」 |

第9条 (営利行為禁止)

本会は、営利行為を行なわない。

(附則)

第10条 (制定日及び改定日の記載)

本会は、会細則の制定日及び改定日の記載を、次に掲げる各号に定める。

- 一 本会の会細則は、平成28年(2016)4月23日に制定され発効した。
- 二 会細則の改定があるときは、制定日の記載と共に、その最新の改定日を記載する。

第11条 (改定発効日)

本会は、会細則の改定による発効日を、その改定日の翌日とする。

以上